

(仮称)有田市スマートシティ推進協議会の設立における参加事業者 公募要領

1 目的

有田市では、人口減少・少子高齢化、観光、医療・介護、防災、交通などのあらゆる領域において、これまで分野ごとに取り組んでいた地域課題の解決に向けた取組について、デジタル技術の利活用を契機とした産業間連携の実現と、各分野のデータを容易に連携させることができる基盤の整備、またデジタル技術を活用することができる人材の育成を通じて、市民や事業者自らがデジタル技術を活用して、新たな価値の創出に挑戦できる環境の整備を目指しています。

こうした中、本市では、地域課題に対して、デジタル技術やデータを活用しながら分野横断的に課題解決に取り組むことを目的として、民間事業者や大学、研究機関等様々な立場の者が集まり協議しアイデアを創出していく「(仮称)有田市スマートシティ推進協議会」(以下、「SC協議会」とします。)を設立し、こうした取組を強力に推進したいと考えていることから、本市と連携しながら、本協議会に参加いただける事業者(以下、「参加事業者」とします。)を広く募集します。

2 公募対象

- ① 企業、大学、NPO 等の法人又は団体とします。
(個人事業主は可としますが、個人は含まないものとします。)
- ② 参加事業者による共同チームの参加も可能とします。
- ③ 本社の所在地や企業規模などは問いません。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続中の者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は有田市暴力団排除条例(平成23年有田市条例第12号)に該当する者
- ④ 主たる営業所の所在地の市町村税を滞納している者

3 公募内容

本市では、今年度スマートシティの取組として、市民それぞれの属性にあった地域情報を発信する市民ポータルサイトやデジタルを活用した観光プロモーションを目的とした観光ポータルサイトに加え、様々なアプリケーションを連携させるためのデータ連携基盤(都市 OS)を構築します。これらを活用し、本市の地域課題を解決するため

の取組や実施体制等について、次の11領域を参考に、1領域以上について提案してください。(次の領域以外に提案いただいても構いません。)

※1領域だけの応募も可能です。

【主な検討領域】

- ①市民サービス ②観光 ③防災・防犯 ④子育て・教育 ⑤医療・介護
- ⑥文化・スポーツ ⑦エネルギー ⑧環境・食 ⑨産業振興 ⑩決済
- ⑪DX社会基盤(人材育成・データ連携等)

4 応募手続

① 申請方法

電子申請により、以下の書類を添付して申請してください。

(1) 会社概要書【様式1】

※共同チームでの応募の場合は、参加される事業者ごとに作成してください。

(2) 企画提案書【様式2】

※企画提案書は任意様式でも構いません。

※容量が大きい場合は、当市指定のオンラインストレージサービスにて提出していただくことができます。

(3) 市町村税完納証明書(発行後3ヵ月を経過していないもの)又は市町村税(法人住民税、固定資産税、軽自動車税)にかかる直近2年分の納税証明書

※課税事業者のみ、写し可

※共同チームでの応募の場合は、代表事業者のみ提出するものとします。

② 申請期限

令和5年12月1日(金)

③ 提出書類の取り扱い

(1) 書類提出後の提案書等の修正又は変更は一切認めません。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 提出に係る一切の費用は、申請者の負担とします。

5 審査

① 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に参加事業者を選定するため、(仮称)選定委員会を設置し、選定委員会において評価を行います。

② 審査方法

審査は、受理した提出資料に基づいて行います。なお、必要に応じてヒアリングを行います。

③ 審査基準

- (1) 事業目的を理解しているか
- (2) 地域課題を解決するものか
- (3) 提案した事業を適切に遂行できる体制を有しているか
- (4) 当該事業に実現可能性はあるか
- (5) 当該事業はデジタル技術又はデータの活用を伴うものか

④ その他

申請者名、応募内容、審査の過程等の情報は、有田市情報公開条例の規定により公開しないことができる情報(法人不利益情報など)を除いて公開します。なお、公開の可否の決定に当たっては当事者への意見照会を行うことがあります。

6 選定された参加事業者の役割

選定された参加事業者には、SC協議会の企画・運営委員会の会員として、全体戦略の策定やスマートシティに関する啓発活動に参加いただき、また提案いただいた企画に関連する領域におけるワーキンググループ(以下、「WG」とする。)においては、企画立案や実証事業、実装の推進など WG の中心的な役割(コーディネーター)を担っていただく予定です。

7 本協議会に参加することで期待されるメリット

- ・協議会の啓発活動(セミナーやワークショップ等)を通じて、市民や地域の新たなニーズを把握することができ、新たなサービスの開発が期待できる。
- ・地域内の関係者や会員(企業・団体)間の人的ネットワークを形成することができる。
- ・協議会や市の協力を受けながらデジタルサービスを開発・実装し、運営することができる。
- ・自社のデジタルサービスを当市の都市 OS や市民ポータルと連携させ、他サービスとのデータ連携を実現することで、サービスの新たな拡張性を発見できる。
- ・協議会の活動を通じて蓄積した実証データや実績を、ノウハウや知見として活用することができる。
- ・地方創生につながる活動への参画により、自組織のアピール・イメージアップに繋がる。

8 SC協議会の体制について(別紙参照)

本協議会は、都市 OS 構築事業者がアーキテクト(本事業の中核として、都市マネジメント、都市 OS 構築、市民参加、既存組織との連携・推進・支援を担う者)となり、市がその活動を支援するものとします。

9 スケジュール

日時	内容
令和5年 11 月 8 日(水)	公募要領の公表
令和5年 12 月 1 日(金)	提案書の提出期限
令和5年 12 月上旬	選定委員会の開催
令和5年 12 月下旬	協議会設立